

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第88号

高齢者を狙った強引な訪問販売に注意！

業者が結託している場合や悪質な場合も

【県内事例①】

訪問販売でミシンを購入。後日、ミシン販売業者が他業者を連れてきて、「ミシンを買ってくれた人は安くなる」と二人がかりで60万の布団セットを勧められ、断り切れず購入した。
(70代女性)

【県内事例②】

認知症気味の母(80代)が訪問販売業者から複数の敷きパットを購入していた。クーリング・オフの申し出をしたところ、後日業者が母の家を訪れ、クーリング・オフで返金する金額と同額の敷きパットを新たに購入させて、返金額と相殺させていたことが分かった。
(50代女性)

【県内事例③】

大手電力会社の下請けを名乗る業者から、工事費がタダ、ガス代が半額になるなどと言われ、給湯器設置の勧誘を受けた。高額商品なので、家族と相談してから契約したいと伝えましたが、聞き入れられず、支払い総額や設置に関する質問にも答えてもらえないまま、契約書を書かされた。
後から調べると、業者が勧誘時に名乗った大手電力会社とは何の関係もないことが分かった。
(60代男性)

アドバイス

1. 必要がなければ、その場で毅然と断りましょう。
2. 帰ってほしいと言ったのに帰ってもらえず、しつこい勧誘などで仕方なく契約してしまった場合には、その契約を取り消すことができます。
3. 高齢者をトラブルから守るためには、周囲の見守りが重要です。家に見知らぬ人が出入りしていないか、家の中に不要なものはないかなど日頃から気を配りましょう。
4. 高齢者が認知症の場合、成年後見制度の利用も検討しましょう。
5. 少しでも不審に思った場合は、消費生活センターにご相談ください。



©KANAGAWA2013